

愛 川 町 教 育 委 員 会

令 和 6 年 3 月 2 6 日

愛川町教育委員会 3 月定例会会議録

- 1 会議日程 令和 6 年 3 月 2 6 日（金）
午前 9 時 0 0 分から午前 1 0 時 4 5 分
- 2 会議場所 愛川町役場 2 階 2 0 1 会議室
- 3 議事日程
 - 日程第 1 会議録の承認について
 - 日程第 2 教育長報告事項について
 - （１）教育長報告事項
 - （２）令和 6 年第 1 回議会定例会について
 - 日程第 3 愛川町立学校に係る部活動の方針の改定について
 - 日程第 4 愛川町立学校給食共同調理場条例施行規則の制定について
 - 日程第 5 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 日程第 6 愛川町男女共同参画基本計画推進委員会規則の廃止について
 - 日程第 7 愛川町青少年指導員の委嘱について【非公開】
 - 日程第 8 愛川町スポーツ推進委員の委嘱について【非公開】
 - 日程第 9 愛川町文化財保護委員の委嘱について【非公開】
 - 日程第 1 0 愛川町埋蔵文化財調査員の委嘱について【非公開】
 - 日程第 1 1 令和 6 年度愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定について【非公開】
 - 日程第 1 2 その他
 - （１）拠点校方式部活動の令和 6 年度モデル実施について
- 4 出席委員

教 育 長	佐 藤 照 明
教育委員（教育長職務代理者）	大 貫 洋
教育委員	齊 郷 浩 之
教育委員	梅 澤 秋 久
教育委員	篠 崎 美 和

5 説明を要した者及び議事録作成のため出席した者

教育次長	澤 村 建 治
教育総務課長	宮 地 大 公
指導室長	菅 沼 知香子
教育開発センター所長	瀧 喜 典
生涯学習課長	上 村 和 彦
スポーツ・文化振興課長	齋 藤 潤
教育総務課副主幹	佐 藤 邦 彦

◎開会

○（佐藤教育長） 皆さんおはようございます。

それでは、本日の出席者は5人であります。定数に達しておりますので、愛川町教育委員会3月の定例会は成立いたしました。

よって、これより開会いたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでありますから、ご了承願います。

これより日程に入ります。

◎日程第1

○（佐藤教育長） 初めに、日程第1、会議録の承認についてを議題といたします。

2月の定例会、2月27日開催分でございます。会議録については事前に配付のとおりであります。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑ありましたら、発言をお願いいたします。

（「特になし」との声あり）

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。特に質疑ありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

日程第1、会議録の承認についてであります。本案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

○（佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、日程第 1 は原案のとおり承認されました。

なお、本定例会終了後に会議録署名原本をお回しいたしますので、委員の方は署名をお願いいたします。

◎日程第 2

○（佐藤教育長） 次に、日程第 2、教育長報告事項についてを議題といたします。

初めに、教育長報告について資料 1 に基づき、私から報告をさせていただきます。

2 月 27 日から 3 月 25 日までの間に出席いたしました主な会議等について、ご報告をいたします。

2 月 27 日、教育委員会定例会、全員協議会。

28 日、町議会初日、提案説明。

29 日、町議会定例会 2 日目、一般質問。

3 月 1 日、同じく 3 日目、一般質問。教育関連の内容については、後ほどお話をさせていただきますと思います。

2 日、原晋監督のトークショーということで、町文化会館で、ほぼ満席に近い状態で行われました。とてもよい内容でした。

5 日、町議会定例会 4 日目の個人総括質疑。

新採用職員配置校内示ということで、前回、少しお話したと思いますが、今回、小学校は 12 名、中学校 6 名、合計 18 名ということで、配置をしております。

7 日、町議会定例会 5 日目、会派代表の質問。

8 日、教育民生常任委員会、これは補足説明と現地調査が行われました。

教職員の面接。

厚木警察署長さんの退任ということで、来庁されましたので対応いたしました。

山北町の教育長さんが来室されましたので、対応いたしました。

9 日、A G C 杯愛川学童野球大会の開会式が田代ソフトボール場でございましたので、参加いたしました。

11 日、文化会館事業協会の理事会。

12 日、中学校の卒業式でして、愛川東中に行ってきました。

13 日、十四歳立志式ということで、4 年ぶりに講演が行われました。講演は冒険家の荻田

さんをお願いいたしました。2年生にとって、308名だったと思いますが、一つの心を新たに
にするいい機会になったのではないかと考えております。

スポーツ全国大会等出場奨励金の交付式がありました。

14日、関東大会出場激励会ということで、愛川東中学校の剣道部が、東日本選抜剣道大会
に県の代表で参加をするということで、出場激励会を行いました。3月16、17日で大会は終
わってしまっていて、正式な結果はまだ報告入っていないのですが。

○（宮地教育総務課長） まだ正式な報告ではありませんが、ベスト16、3回勝ったというお
話を小耳に挟んでおります。

○（佐藤教育長） ということでございます。また夏の大会がちょっと楽しみな状況です。

15日、小中学校管理職の内示がございました。

17日、六倉区自治会通常総会があつて、来賓で呼ばれましたので行ってきました。

18日、教育民生常任委員会、これは新年度予算と関係議案の採決ということになりますけ
れども、一日日程で行われました。

19日、小学校の卒業式、高峰小学校に行ってきました。

21日、教職員の面接、社会教育員会議、懇親会。この時期になりましたけれども、これは
歓送迎会を兼ねて行われました。

25日、町議会定例会。これ最終日で、討論、採決で全議案採決されました。可決されまし
たので、一応報告をさせていただきます。

神奈川県教育委員会の方が来室されました。

愛甲郡の教頭会の会長、副会長の方が来室されました。

以上でございます。

それでは、ご質疑等ありましたらお願いいたします。

特によろしいでしょうか。

（「特になし」との声あり）

○（佐藤教育長） 特に質疑がございませんので、教育長報告についてはご了承願います。

次に、令和6年第1回議会定例会について、資料2に基づき報告をいたします。

教育次長。

○（澤村教育次長） お手元の資料2をご覧いただきたいと思います。

令和6年第1回愛川町議会定例会一般質問についてでございます。

1枚おめくりいただきまして、表紙の裏面になりますので、こちらは教育委員会関係の一

般質問の内訳であります。

今回、ここに記載のとおり4名の議員からの4項目の質問がありましたので、順次答弁の主な部分を読み上げることによりまして、説明に代えさせていただきたいと思います。

1ページをご覧ください。

こちらは、井上議員の一般質問であります。

質問事項につきましては、四角の中に囲ってありますとおり、中津工業団地第1号公園施設管理についての今後の取組についてということでございますけれども、具体的には、昨年の6月議会、定例会での質問がありましたが、トレーニングマシンの更新とテニスコート1・2面の修繕についてでございます。答弁の主な部分を読み上げますと、1つ目、第1号体育館には心肺機能を高める器具のほか、筋力を高める器具など、20機種25台のトレーニングマシンを設置しており、筋力の強化など、利用者の目的に合わせてご利用いただいているところであります。

本年度は、令和5年12月末現在で1万3,980人と、コロナ禍であった昨年度の同時期と比較いたしますと、約3,000人増加しておりまして、徐々にコロナ禍以前に戻りつつある傾向になっておりますけれども、経年による部品類の摩耗や損傷などが見受けられる器具につきましては、部分的な修繕を行っているところでございます。

しかしながら、中には修繕を重ねてきても安全性を保つことが困難になってきているというものもありますことから、新年度予算におきましては、多機能型で運動効率がよく、操作が簡単で使いやすいトレーニングマシンに全面的に更新するための予算を計上したところであり、使用時間につきましても現行の2時間から3時間に拡大して、利用者の安全性、快適性を高めることとしたところであります。

2ページにまいりまして、これらのことと併せまして、使用料につきましては、受益者負担の考え方から、応分の負担をお願いすることとし、近隣自治体の状況も考慮いたしまして、現行の100円から300円とするものであります。

次に、テニスコート1・2番コートの修繕についてでありますけれども、コート面の傷みが部分的であることや、全面改修には多額の経費がかかりますので、これまで傷みの著しい箇所の補修を行ってきたところでございますけれども、劣化が著しいコート表層の更新につきましては、昨年取りまとめました第1号公園再整備基本計画に位置付けておりますので、その損傷状況等を確認しながら、町全体の予算の見合いの中で順次取り組んでまいりたいという答弁をしております。

次、3 ページは鈴木議員からの質問でございます。

質問事項は、中学生の制服に関する各学校への指導内容ということでございます。

答弁といたしましては、現在町立の3中学校では、それぞれ違ったデザインの制服が採用されておりますが、生徒は登下校時や学校行事等の際に制服を着用することで、学校への帰属意識や愛校心の醸成にもつながるなど、意義のあるものと考えているところでございます。

平成30年当時は、女子の制服にスラックスを導入し、スカートと併用していた学校はありませんでしたが、校長会など様々な機会を通しまして、柔軟に対応するよう指導助言をした結果、3校ともに多様な性自認や機能性に配慮した制服のジェンダーレス化の採用を決定し、現在は性別に関係なく制服を選択できるようになっております。

近年、標準制服の廃止など、全国的に制服のあり方が議論されている中、3中学校では、生徒会からの発案で、熱中症対策などを目的に、夏期の登下校をジャージに切り替えるといった試みが行われております。

反面、制服を着ないことで、改めてその良さや必要性を感じたとの意見もあったとのことで、今後の制服のあり方を考える上で非常に参考になる試みであるものと認識をしております。

さらに学校によっては、制服のあり方について、PTAの意見を聞く機会を設けるなど、学校現場が主体的に制服に関する協議を進めており、教育委員会といたしましても必要に応じて各校に助言をしているというところでございます。

いずれにいたしましても、中学校の制服は各校が指定していることから、そのあり方につきましては、生徒や保護者の意見を尊重した上で、最終的には学校側で判断すべき事項であると考えておりますが、制服には費用面などに課題がありますことから、引き続き学校との情報共有を図りながら、今後の制服のあり方について、指導、助言をしてまいりたいという答弁をしたところであります。

次に、5 ページになります。

こちらは茅大夢議員からの一般質問でございます。

質問事項は大学等通学費助成の考えについてでございます。

答弁といたしましては、町では、小中学校における教育環境の整備を最優先課題といたしまして、各種の事業に取り組むとともに、高等学校等への通学に要する費用の一部を助成する高等学校等通学助成事業を実施しているところでございます。

この助成につきましては、本町の地理的条件に加え、令和5年度の学校基本調査によりま

すと、高等学校等への進学率が 99.2%となっておりますことから、多くの生徒が助成のメリットを享受できている事業であると認識をしております。

また、大学等への進学率につきましても、専門学校等を含め、全国ベースで 84%となっておりますが、学費や通学費用などの経済的な負担は全国的な課題となっている現状でございます。

一方で、学生への経済的支援といたしましては、国の高等教育の修学支援新制度をはじめ、日本学生支援機構による奨学金事業、また、各大学等における独自の奨学金事業や授業料の減免など、様々な支援制度が設けられているところでもございます。

6 ページにまいりまして、町といたしましては、限られた財源の中でまずは義務教育の環境整備に努めてまいりたいと考えておりますので、町独自の大学等への通学費助成については、今後、子育て世代に対する経済的負担軽減策の一つであります、国の大学無償化制度をはじめとした新しい少子化対策案の状況を注視してまいりたいという答弁をしております。

次、7 ページですけれども、渡辺基議員の一般質問になります。

質問事項は、過去10年の間、学校施設環境改善交付金を活用した実績についてでございます。

答弁といたしましては、学校施設環境改善交付金につきましては、地方公共団体が作成した施設整備計画に基づいて実施をする学校施設の耐震補強をはじめ、施設の老朽化や既存施設に対する大規模改修のほか、耐久性を高めるための長寿命化改良を対象として、国がその経費の一部を交付金として交付するものであります。

過去10年間、学校施設環境改善交付金を活用した実績でありますけれども、令和4年度に実施をいたしました田代小学校及び愛川中学校のトイレ洋式化改修工事のほか、平成24年度には菅原小学校の校舎及び体育館の耐震補強工事にこの交付金を活用しております。

一方、校舎屋上防水工事や外壁塗装工事など、一般的な施設改修工事は対象外であることや、工事内容によっては7,000万円以上の工事費でなければ対象事業に該当しないなど、様々な制約がありますことから、町では国に対しまして、対象となる工事要件の緩和や交付金総額の確保について、県を通じて要望するなど、財源確保に向けた働きかけを継続しているところですよという答弁をしております。

以上、令和6年第1回定例会の一般質問に対する説明とさせていただきます。

これより質疑に入ります。

ご意見、ご質疑がありましたら、お願いいたします。

篠崎委員。

○（篠崎委員） 鈴木議員の質問内容ですけれども、指導内容ということですが、これは具体的にどのような内容の質問だったのでしょうか。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） 最終的には制服の自由化。やはり町民の方から制服の費用負担がなかなか大変だよというようなお声を受けて、この制服のあり方、制服の自由化、それをちょっと検討してはどうかというような、最終的な趣旨はその辺りにあるというところでお話しは伺っております。

以上です。

○（佐藤教育長） 篠崎委員。

○（篠崎委員） 自由化とは、制服がなくてもいいんじゃないか。私服ということですか。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） そのとおりです。もしくは、今、清川村の緑中学校で実施している基準はありますが、ジャケットとスラックスであればどのメーカーでも制服となるというような新しい動きもあるので、少しでも制服の費用負担が減るような、何か方策を考えてはいかがかというような、趣旨として理解しております。

○（佐藤教育長） よろしいですか。他にございますか。

篠崎委員。

○（篠崎委員） 今度は茅議員の質問ですけれども、大学等の通学費助成ということで、私の友達、お母さん友達なんかでも、高校も通学費、自転車代とかを町から助成していただいて大変助かっているのですが、大学や専門学校もどうしても交通費がかかります。ただやっぱり社会に出たときに、社会に役立つためのスキルを得るために大学も専門学校も行っているものですから、どうしてもこの地理的条件から、バス代と電車代が増えていくということで、学費に関しては、それぞれの大学などにいろいろやっていただきますけれども、通学費に関しては何とかもう少し町に応援いただけないかなという声がすごく多くいただいております。議員さんからもそういったご質問をいただいたところですので、事業化に向けた検討の場に載せていただく機会があればというふうに思いました。

以上です。

○（佐藤教育長） 教育総務課長。

○（宮地教育総務課長） ご意見ありがとうございます。

茅議員さんも、結局はバス代が非常にかかってしまったことから、独り暮らしをしてしまうと。時間は皆さん気にしないんだけど、やっぱりお金で皆さん出て行ってしまう。そこで、人口減少というところにつながってしまうのではないかなというように、ここに目を向けてくれないかという趣旨でのご質問でありました。

我々としまでも総合計画等でこの世代の補助については、研究していかなくてもいけないというようなところを明記している部分もありますので、ここについては社会情勢ですとか、当然財政の見合い、財源の見合いもあるんですけども、そういったことはよく注視しながら、研究していきたいなというふうには考えております。

以上です。

○（佐藤教育長） よろしいですか。

他にいかがでしょうか。

（「特になし」との声あり）

よろしいでしょうか。

特にございませんので、第1回議会定例会についてはご了承を願います。

それでは、日程第2、教育長報告については以上とさせていただきます。

◎日程第3

○（佐藤教育長） 次に日程第3、議案第29号 愛川町立学校に係る部活動の方針の改定についてを議題といたします。

内容について議案に基づき、担当からご説明申し上げます。

指導室長。

○（菅沼指導室長） では、議案29号をご覧ください。

こちらにつきましては、令和5年4月1日に、神奈川県の一部活動の大本となりますガイドライン、方針が改定になりました。これを受けまして、また町でも新しい動きをしている面もございますので、それらを盛り込んだ内容で改定をさせていただいたという次第になっております。

本文については後ほどお読みいただければと思うのですが、大本の神奈川県で変わったところが、後ろのほうに新旧対照表が付いていますので、こちらを見ていただいたほうが話が早いかなというふうに思っています。

新旧対照表では、直したところにアンダーラインが入っております。けれども、学習指導

要領の記載の部分ですとか、あとは神奈川県、国のガイドライン等が改定になったという経緯を盛り込んだ部分。それから部活動指導員が導入されますので、そちらを盛り込んだ記載をしていくというところ、あとは休養日の設定ですけれども、こちらのほうを県の方針と記載を合わせていくといったところが、主な改定のポイントということになっております。参考として県のほうもついておりますので、ご覧いただければと思います。

以上です。

○（佐藤教育長）　いかがでしょうか。

ご質問、ご質疑等があれば、今の説明では文言的なものが一つ訂正になっている。来年度の部活動指導員6名分を予算化しましたので、その部活動顧問のところに部活動指導員ということが入って訂正があったということ。

あとは週2日以上休養取るとか、そういう平日の週に1日は休養を取るとかということについては特に変更はないようでした。

いかがでしょうか。

何かご質問等があれば何なりとお願いします。

篠崎委員。

○（篠崎委員）　各校2名ということですね。

○（佐藤教育長）　割り振りですか。

○（篠崎委員）　はい。

○（佐藤教育長）　確認をお願いします。

教育総務課長。

○（宮地教育総務課長）　各校2名ずつ、3中学校ですので計6名という予算の配置になります。

○（篠崎委員）　まだ予算の段階ですか。

基本的には運動部1名、文化部1名みたいな感じですか。

○（佐藤教育長）　教育総務課長。

○（宮地教育総務課長）　今回、部活動指導員のほうが国庫補助金の対象事業になります。その中で申請時に、今、国・県もスポーツのほうからまずは取りかかろうというような動きがありますので、基本的には2名ともスポーツ部のほうに令和6年度は張りついていただくというようなことで、今、進めております。

以上です。

○（篠崎委員） はい、分かりました。

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

ちなみに国庫は3分の2です。国・県で3分の2、町が3分の1です。

議会が終わりましたので、昨日予算化が決定しました。

他にいかがでしょうか。

梅澤委員。

○（梅澤委員） 本件は更新なので、県から、あるいは国から、スポーツ庁から出ているものが下りてきて、それに合わせての改定なので、これでよろしいかなと思います。

○（佐藤教育長） よろしいでしょうか。

大貫委員。

○（大貫委員） ここに書かれているような、対応、休養日を設けるとか、1日の時間を制限するとか、それから大会なんかも。もうずっと自分のことを振り返ってみていて、もう20年、30年ぐらい前に、これと同じようなことが、校長会にも出ているのだけれども、町の校長会、そういったようなので申合せをしていたんだけど、結局、1年か2年しないうちに崩れてしまうんです。要するに縛りがないです。

今回の場合には、先生の働き方の問題とか、それから、子どもたちの健康の問題とか、そういったようなところから、また再度こういうようなことが国・県から指導で下りてきているんだと思うんだけど、ちょっとこんなことを言っちゃ身も蓋もないけれども、すぐに駄目になっちゃうと思うんです。縛りがないから。

一番の根本原因は大会なんです。大会でもう勝ちたいから、練習するんです。ここなんですよね。だからこれをどうにかしないことには、いくらこういうようなのを県、町単位で制定をしても、また数年経つと戻っています。

ここで言って解決しないことですけれども、根本的にそこに問題があるということをいつも私は言っているんです。

以上です。

○（佐藤教育長） 随分、中体連も変わってきていて、今、大貫委員さんが言われているようなことも、念頭の中に入れながら、今、部活の指導員が入ったり、外部指導者が入っているケースもあるので、かなりそれぞれの部で検討していることは事実です。

町に中体連の会長が来るので、お話を聞く機会もあるんですけれども、課題が今とにかくあるので、梅澤委員さんが言われるように方針なので、これを受けて町の部活動をどうする

かというところで今動き始めているので、また、それについては拠点校方式とか、提案をさせていただきますので、また部活動についてはまたご意見そこでまた伺えたらと思います。

それでは方針については、特にご意見は他にないでしょうか。

（「特になし」との声あり）

- （佐藤教育長）　ということでございますので、議案第29号の愛川町立学校に係る部活動の方針の改定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長）　ご異議ないものと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4

- （佐藤教育長）　次に、日程第4、議案第30号　愛川町立学校給食共同調理場条例施行規則の制定について、議題といたします。

内容については議案に基づき、担当から説明を申し上げます。

教育総務課長。

- （宮地教育総務課長）　教育総務課長です。

それでは、日程第4、愛川町立学校給食共同調理場条例施行規則の制定について、ご説明をいたします。

愛川町教育委員会会議提出議案第30号をご覧いただきたいと思います。

1枚おめくりいただきたいと思います。

こちらが愛川町立学校給食共同調理場条例施行規則となっております。

2月の定例会のほうでお認めをいただきました資料、その後ろにつけてございますが、愛川町立学校給食共同調理場条例第4条で、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。とした規定に基づきまして、共同調理場の管理及び運営に関し、必要な事項を規則として定めるものでございます。

1枚戻っていただきまして、規則をご覧いただきたいと思います。

第2条の所管では、共同調理場の所管区分を明記するものでございます。上から愛川町立半原小学校学校給食共同調理場の所管は、半原小学校と愛川中学校。その下、田代小学校共同調理場の所管は田代小学校と愛川中原中学校。高峰小学校学校給食共同調理場の所管は高峰小学校と愛川中原中学校。中津第二小学校学校給食共同調理場につきましては、中津第二

小学校と愛川東中学校。菅原小学校学校給食共同調理場の所管は菅原小学校と愛川東中学校になっております。こちらは現在の親子方式による中学校給食を調理している学校の組合せとなっております。

第3条の業務では、共同調理場での業務を明記しておりまして、（１）の学校給食の献立作成に関すること。から（８）の、その他共同調理場の運営に関すること。までとなっております。

また、第2項では、必要があるときは、前項の業務の一部を、当該業務を的確に遂行できると認められる者に委託することができる。としております。

裏面をご覧いただきたいと思います。

第4条の職員では、条例の第3条に規定するその他必要な職員は、栄養教諭又は学校栄養職員及び学校給食共同調理場の運営に必要な職員としてございます。

その下、第2項では、所長は共同調理場の設置位置と同一の場所に設置されている学校の校長をもってこれに充てる。としております。

第5条では、災害時における措置ということで、災害発生時等、次の各号のいずれかに該当するやむを得ない事情があるときは、第2条の規定によらないことができるとしております。第2条というのは学校の組合せ、前のページですけれども、必ずしもこういった事象があった場合は、それによらないこともできるということで、（１）の地震、暴風、豪雨等による災害が生じた場合から、（７）その他教育長が認めた場合までとしております。

第6条委任では、この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定めるとしてございます。

附則であります、この規則は、愛川町立学校給食共同調理場条例と同様に、令和6年4月1日から施行することとしております。

説明は以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

条例については、昨日の25日の議会で可決されましたので、それを基に規則を制定することについて認めていただきたいという提案でございます。

よろしいでしょうか。

（「特になし」との声あり）

○（佐藤教育長） 特に質疑、ご意見等がありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第30号 愛川町立学校給食共同調理場条例施行規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○(佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5

○(佐藤教育長) 次に、日程第5、議案第31号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題といたします。

内容については、議案に基づき担当からご説明申し上げます。

教育総務課長。

○(宮地教育総務課長) それでは、日程第5、愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、こちらのほうをご説明いたします。

愛川町教育委員会会議提出議案第31号をご覧くださいと思います。

本規則は、令和6年度の組織、機構が再編されることに伴いまして、生涯学習課が所管いたします男女共同参画社会に関する業務を、町長部局に新設されます住民協働課へ移行することに伴う改正のほか、事務分掌について現状に即するものへ所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正の内容につきましてご説明をさせていただきます。

2枚おめくりいただきまして、新旧対照表をご覧くださいと思います。こちらで説明をさせていただきます。

まず、第3条第1項事務分掌の教育総務課、第18号です、(18)ですけれども、「臨時職員の選考及び試験に関すること。」、こちらのほうを改正案のほうでは削除するほか、中段の同23号の「同和教育に関すること。」、こちらのほうは改正案の22号になりますけれども、「人権・同和教育の総括に関すること。」へ改正するとともに、改正案の33号になります。「学校の情報化の推進及び情報機器等の整備に関すること。」及び37号の「通学路の合同点検に関すること。」、こちらをそれぞれ加えるものでございます。なお、これらの改正に伴い、各号の繰上げを行うものでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、左側の現行、指導室と書いてございます。こちらのページをご覧ください。

指導室に規定されている第8号（8）です。「人権・学校同和教育の推進に関すること。」を改正案のほうを見ていただきまして、「学校教育における人権・同和教育の推進に関すること。」に改正するものでございます。

次に、その下の生涯学習課に規定されております第5号（5）のほうです。「人権・社会同和教育の推進に関すること。」の改正案をご覧くださいまして、「社会教育における人権・同和教育の推進に関すること。」に改正をしまして、左側の現行の第8号「男女共同参画社会に関する施策への総合的な企画及び調整に関すること。」を、改正案のほうでは削除するものでございます。なお、こちらにつきましても、各文、各号の繰上げをそれぞれ行うものでございます。

次に、1枚おめくりいただきまして、第11条、附属機関の表中、一番下になりますけれども、「愛川町男女共同参画基本計画推進委員会」、こちらのほうを改正案におきましては削除するものでございます。

主な改正は以上となります。

なお、本規則は令和6年4月1日から施行する予定となっております。

説明は以上でございます。

○（佐藤教育長） これより質疑に入ります。

ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

梅澤委員。

○（梅澤委員） かねてより申し上げていた生涯学習課における男女共同参画に係る事項、外れてよかったなというのが結論でございます。町長部局に該当するところがいいだろうと申し上げてまいりましたが、住民協働課ですか、新しい課ができて、恐らくそこでトータルに男女共同参画を進めていくことがよかろうというように思います。

恐らくこの冊子（第3次愛川町男女共同参画基本計画）についてはもう作られたんですよね。大変お疲れさまでした。

○（佐藤教育長） 生涯学習課長。

○（上村生涯学習課長） ありがとうございます。男女共同参画に関する事業については、先ほど教育総務課長が申したように、住民協働課をつくるということで、引き続きの計画はこれまで生涯学習課で作りましたが、そちらのほうも、今後、進行管理等もしながら、住民協働課で実施をされるということになります。住民協働課では、総合相談窓口部門も持っておりまして、その中で併せてドメスティックバイオレンスに関する相談等もできることに

なっています。

以上です。

- （佐藤教育長） 長い期間かかりましたけれども、ようやくでございました。ありがとうございました。

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「特になし」との声あり）

- （佐藤教育長） それでは、質疑がありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第31号 愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。

よって、議案第31号は原案のとおり可決いたしました。

◎日程第6

- （佐藤教育長） 次に、日程第6、議案第32号 愛川町男女共同参画基本計画推進委員会規則の廃止についてを議題といたします。

内容について、議案に基づき担当から説明申し上げます。

生涯学習課長。

- （上村生涯学習課長） それでは、日程第6、議案第32号 愛川町男女共同参画基本計画推進委員会規則の廃止について、ご説明を申し上げます。

組織の機構改革に伴いまして、令和6年4月1日以降の男女共同参画に関するものが町長部局の住民協働課に移管されることに伴い、愛川町教育委員会事務局及び関係機関の組織等に関する規則の改正を受けまして、参考資料に添付させていただいております愛川町男女共同参画基本計画推進委員会規則を廃止するための規則を制定するものでございます。

なお、ここで先ほども申し上げましたが、策定いたしました第3次愛川町男女共同参画基本計画の推進につきましては、今後、住民協働課において新たに推進委員会を設置し、検討、管理をするほか、ドメスティックバイオレンスの相談業務も移管するものでございます。

説明は以上でございます。

- （佐藤教育長） ご質疑、ご意見等がありましたら、お願いいたします。

よろしいでしょうか。

先ほど規則改正のところの一部に入っていましたので、同じ内容になりましたけれども。

特にありませんので、質疑を終結し、表決に入ります。

議案第32号 愛川町男女共同参画基本計画推進委員会規則の廃止について、本案を原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○(佐藤教育長) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎日程第7から日程第11

○(佐藤教育長) 続いて、日程第7、議案第33号 愛川町青少年指導員の委嘱についてから日程第11、議案第37号 令和6年度愛川町教育委員会表彰被表彰者の決定について審議を行います。本件については個人情報を取り扱う案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第1項第7号の規定により、非公開による審議とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

○(佐藤教育長) 異議なしとのことでしたので、それでは、暫時休憩いたします。

◎日程第7から日程第11【非公開】

◎日程第12

○(佐藤教育長) それでは、その他の議題にまいります。

拠点校方式部活動の令和6年度モデル実施について、資料3に基づき担当からご説明申し上げます。

指導室長。

○(菅沼指導室長) 指導室長です。

それでは、この拠点校方式部活動のモデル実施について、ご説明申し上げます。

資料3のほうをご覧ください。

こちらなんですけれども、愛川町の中学校の部活動が現状のままの種類と数というか、それを維持することが非常に難しい状況に陥ってきておりまして、何らかの対応をしなければならぬところまで来ております。

それで、令和6年度の最初から、現状、非常に厳しい状況に陥っている野球部と水泳部について、拠点校方式というやり方で、一つ一つの学校に部活動を置くのではなく、町内3校分をまとめてどこかの学校に置いて、そのほかの2校の生徒たちはその置かれている学校の部活動に参加するという形で維持できないかということを模索するためにモデル実施ということでさせていただくものになっております。

めくっていただきまして、2枚目、横長のイラストのある資料のものですが、こちらのほうがその経緯とその仕組みを簡単に示したものになりますので、分かりやすいかと思っております。

子どもの数が減りまして、大人数の部活動に入部する子ども自体が減っているということ。それからそれに伴いまして、教員の数も減少し、何かあったときの対応のために一つの部活で2人ずつの顧問をつけるということをやっていると、部活数そのものも維持できなくなる。そういったことから、一つの学校にまとめて、それ以外の学校の子がその学校に移動をして部活動をするというやり方をやりますよという説明になっております。イラスト的には、例えばA中学校に入ろうと思っている種目や部活動がなかったとしても、B中学校にあるのだったら、このA中学校在籍の生徒もB中学校の部活動に入ることができますよという仕組みになっております。あわせて、先ほども少しお話が出ましたが、部活動指導員のほうも始まりますので、それについても説明を加えたもので、こちらの横長のものを、戻っていただきまして、1枚目の書類にセットをして、先日、3月の初めに、小学校6年生と中学校1、2年生の保護者の方にお配りをしまして、部活動見学、説明を受けることができますよということでお知らせしたものとなっております。

野球部のほうは申込みが4名ございました。水泳部のほうは3名ございました。野球部のほうの4名中、野球部は愛川東中学校の拠点校を設置するんですけれども、その学校以外でここに入ろうということで、参加した子は1名です。高峰小に、今6年生でいる子、その1名。

水泳部のほうは、3名のうち2名が、今、愛川中原中学校に在籍をしているところでございます。もう一人はやはり高峰小に行っているお子さんが入りたいということで、申込みをいただいているということになっております。

土曜日、残念ながら少し天気が悪かったので、恐らく外での見学はあまりできなくて、説明は写真だったのかなというふうに思っておりますけれども、そんなようなことで、こちらのほうをスタートしているということを皆様にご理解いただきたいというふうに思っており

ます。

あわせまして、3枚目になりますけれども、部活動は地域移行ということも言われてまいります。当町でもそれに向けて動きを始めようと講じております。

令和6年度に愛川町の中学校の部活動の在り方検討委員会というのを設置いたしまして、町内の中学校の部活動を今後どのように考えていこうかということを検討しながら、その未来を探ってまいりたいと思っております。

こちらのほう、新しく始める会議ですので、趣旨の説明と委員を出していただく、ご依頼をするために準備会ということで一度会を持たせていただきました。そちらが3月18日に行われたもので、その開催案内がこの文書ということになります。

また右にいただきますと、その検討委員会の設置要綱の案です。今、これ精査して正式なものにするべく準備を進めてまいりますけれども、このような形で委員を置かせていただきまして、愛川町の部活動の将来を考えていきたいと思っております。このようないろんな立場の方々にお声をかけて、先日は全部で16名の方々に集まっていただきまして、実施をしました。

そして、めくっていただきまして、次の裏表になっている資料ですが、この会で話し合う際に、将来像を考えるとこんな形があるんじゃないかということで出していくものになるかなと思って作成したものです。こちらにつきましては、教育委員の皆様にもご意見をいただきながら少し詰めてまいりまして、検討委員会を経て町内保護者の方、また町内の皆様にも部活動についてこんな話が進んでいますよということで、ホームページ等でお知らせができたかなというふうに考えている資料でございます。裏面にはもっと先はこんなふうになったらいいのではないかとということで、題をつけてみました。

最後についておりますのが、12月に実施しました教職員の部活動に関するアンケートの中から関係する部分を抜粋して、結果はこういうふうになっております。年代別で部活動への参加姿勢等のもの、それから、希望している部活動をやっている方と、そうではなくやっている方の中で、負担感の感じ方がどうであるかというもの。それから、将来的にはどのような形で部活動と関わっていきたいと考えるかというところ、また、報酬の有無についてはどういうふうな意識をお持ちかというあたりをまとめたものとなっております。

説明は以上です。

○（佐藤教育長） それではこれより質疑に入ります。

ご質疑、ご意見等がありましたらお願いいたします。

梅澤委員。

- （梅澤委員）　すごくいい取組だなと思っています。持続可能性を考えると、フルスペックはもう絶対無理。少子化の中で。資料の最後のページの先生方の働き方改革の項目も併せて、全校で取っていただいたこともすごくよくて、やはり先生方がかなり負担に感じていらっしゃるというのが分かります。すごく若い先生方が増えているので、ワーク・ライフ・バランスを考えるとどうしてもご自身の子育てが、この年代に当たる場合も非常に高く、そうなった際に、やはりこの部活動改革は教員の視座からも変えていかなきゃいけません。また議論が部活だけでとどまらず、地域のスポーツクラブ等も併せてご検討いただけるといいかなと思います。

具体的にはクラブチーム化が進んでいるのは、野球と、恐らくサッカーだと思うんです。中学年代、部活よりも外のクラブチーム率が高い。外に出しやすいスポーツと、そうでない部活があるので、クラブチーム化が進んでいるもの。あとは町として整理をし始めようとしているスポーツ施設等も併せてご検討いただけるといいのかなと思います。

恐らく出てくるであろう意見が、拠点校になると移動費はどうするんだと。たしかあれですよね、保護者負担という形だと思うんですが、うちの学校だけ損してしてしまったみたいな意見が最初はあると思うので、そのあたりに対する返答とか、そのあたりは議論の中心になろうかなというふうに思います。

以上です。

- （佐藤教育長）　他にいかがでしょうか。今の件、何かありますか。特にないですか。

（「特になし」との声あり）

- （佐藤教育長）　他にいかがでしょうか。

取りあえず準備会をして、そして在り方検討会という名前の承認を得て、これからそれぞれの役員というか、委員の方の推薦も依頼をしています。ですから、新しい年度になって、この在り方検討会を立ち上げるに当たって、後から説明した資料については、教育委員の皆さんのご意見をいただいてから出そうということで、アンケート結果も出していません。このアンケート結果についても、3割の先生方はやってもいい、ざっくりですけども、半分ぐらいの先生が平日ならやってもいい、それ以外の方はご遠慮したいという状況でございますので、やっていただける先生がまだいらっしゃるの、そのうちにスライドしながら地域移行に持っていく形が一番いいんじゃないかということで、学校の先生方に協力をいただきながら進めていきたいというふうに思っております。

部活動指導員については、顧問がいないところには充てていきたいんですが、6人でトータル金額が400万円ぐらいしております。補助が今ありますのが、ずっと国・県がつけてくれば問題ないんですけども、どこかではしごを外されると、それはそっくり町の予算になるので、その辺のところも今後どうしていくのかというところもありながら、いろんな市町村の動向を見ると、まだみんなどこも慎重なようで、人もいないということもあるんですけども、その辺のところもこれからの課題になるのかなと。その辺のところも加味しながら、少しこれを進めていきたいと思いますので、今、後から説明のあった、令和6年以降とか将来とか、あと部活のアンケート。この辺ところは、もしご意見あれば担当のほうに言っていただければ修正をかけてます。新しい年度の会議は何月ですか。

○（菅沼指導室長） 初回が5月16日を予定しております。

○（佐藤教育長） 4月の定例教委でご意見いただけるということかな。

○（菅沼指導室長） はい。

○（佐藤教育長） もしよければ、次の定例会議のときにご意見をいただいても構いませんし、事前にいただいても構いませんので、よろしくお願いいたします。

それでいいですか、担当のほうは。

○（菅沼指導室長） はい、結構です。

○（佐藤教育長） 教育委員さんいかがですか。

○（大貫委員） 梅澤委員さんも言われていたけれども、例えば愛川東の水泳部を希望します、保護者も納得して自分の子どもをそこへ連れてきますよと保護者が、それは負担が出るんだけども、それも承知で愛川東の水泳部なら水泳部に、理解して、本当に納得して入れるんですという、入れてから後になって、保護者は大会のときなんか行くだけは送るけれども、保護者はもう帰りは知らないよというんです。実は私もそうだったんですよ。自分のこと言っても恥ずかしいけれども、保護者は確かに連れくるときは連れてくるんだけども、それは剣道も水泳やったんですけども、大会、顧問は必ず引率していかなきゃいけないんだから、そうすると、愛川東の子だけならそっち引率していけばいいんだけども、隣のところの子へ引率するのは、100%網羅できないんだよな。結局しようがないから私は自分の車で送っていきましてよ、帰りは、大会のときには。そこまで行けないんだから。

引率というのは教員がやるわけで、あるいは拠点校の人がやるのかもしれないです。そこまでを指導員とか教員に負担をかけないように、保護者の人はそういうような負担を保護者にあるんですよというのを本当に納得してもらわないと、子どもがやりたいからそっちに入

れてあとはしらないわって割と多いんだよ、現実問題として。だから、本当にそのところはよく保護者に理解してもらって、この制度で選択をしてもらうというところを念を押して、念書まで取ることはいないけれども、そのぐらいしないと、結局、引率していく指導者に負担が最後には来るのは、これは目に見えています。

- （佐藤教育長） いろんな課題が実際にはあると思いますけれども、一つ言えるのはやっぱり子どもにあまり迷惑をかけたくないなという思いがあるので、できるだけその辺を配慮しながら親の協力も得ながら進めていかないと、多分、これは本当に難しい問題だと思うんです。

やっぱり平日、どういう形で自分の学校で練習するのかというような、一つの課題というのがありますし、平日移動はちょっと無理なので、それは親が送っていけばいいとか、もちろんあるんでしょうけれども、それは多分無理だと思うので、今は平日は自分の学校で何らかの形で練習できるような案を考えて詰めてはおりますけれども、今後その辺のところを詰めるとか、あと引率の問題等も含めて研究していくような形になると思います。ですから、いろんなご意見をいただきながら、その中でベストなものを模索していくしかないと思いますので、聞いたところによると拠点方式をやるところ、今のところないそうなので、愛川町が第1号になりそうなので、多分そうなるとその課題も整理していかなきゃいけないし、そういう面でも何とかやっていきたいなというふうに思いますので、一応、また皆さんの今のご意見も含めて、よろしくお願ひしたいと思います。

梅澤委員。

- （梅澤委員） 県の方のたしか指針には、生徒のニーズを踏まえたスポーツ、文化、芸術環境の整備ということがあると思うんです。いわゆる、ゆる部活動的なもの。我々大人になったら、スポーツ文化活動は週1とか、多くて週2ぐらいですよ、習い事としていろいろ。そういった形でかなり緩い感じのもののほうが実は長く続くということも分かってきていますので、この検討委員会の方たちがいわゆる昔ながらのザ体育会部活みたいなことであるべきだという考えが根強いと、そういったアップデートが図りにくいのかなと思います。

なので、例えば、代表にそういう学識経験的な方をうまく入れていただけると、県のこういう意向とか、当町の意向とかを十分理解されている方にお入りいただいて、その方のご意見、あるいはこれからどう変えていかなきゃいけないのか。ただ数を減らして、拠点校にして、体育会のがちがち部活をやり続けるではないという。新しいその部活へのアップデートということが話題になるといいのかな。となると、先ほどのとおり、いわゆる競技スポーツ

だという人たちは外に出て、習い事としてクラブチーム化されたところに入るべきだろうなというふうに思って、そのあたりがやっぱり部活とクラブチームとの共存、あるいは各学校においても、この部活については土日やりません。そのくらいのきっぱりとした、そういう制定も大事なのかなと思います。

○（佐藤教育長） 指導室長。

○（菅沼指導室長） 指導室長です。

今、梅澤委員さんがおっしゃられた件は、まさにこの準備会のときにも出てきてまして。

○（梅澤委員） ああ、そうですね。

○（菅沼指導室長） やっぱり集まれる団体の長の方は、そういった考え方でずっとご自身もされてきた方なので、結構強めのご意見が出たりしておりました。ですが、子どもたちがどういった活動を望むのかというところが、やはり大事なポイントになってくると思うんです。親が望んだり、地域の方が望んだりするような形ではないので。ですので、今、教員の意識調査的なアンケートしか取っておりませんけれども、これは会が進むにつれて、来年度のどこかでは、子どもたちの意見も聞く、どういった部活動を、どういった団体が担って、どういう形で動かしていくのかというところも議論ができるような会になっていけばいいのかなというふうに思っております。

この検討委員会、現在のところの見込としては、数年間続けていかないと、結論が出せないものだと思っております。ただ、喫緊の課題として、そう言っているうちに部活どんどんなくなっていってしまうので、では、次の年はどの部活動を拠点校化するか、あるいは合同部活動の形にするかということも並行して議論をしていきながら、議論の過程は逐次保護者の方々にもお知らせをしながら、どういった意識で保護者も部活動に子どもを委ねなければならないのかということも、ご理解をいただきながら進めていくべきものであろうなというふうには、現在のところを考えております。

○（梅澤委員） 良い進め方だと思います。進めざるを得ないので、やりながら本当に変化を加えながらという形かと思います。

ちなみに、私某自治体で、学識経験として、これからのスポーツの在り方みたいな感じで市長部局、教育委員会、文化系の部局、全員の方たちを呼んでお話をしたりしています。だから、新しいことを始めようとしているんです。でも、愛川町のほうが取り急ぎ、急いで進めなきゃいけないことがあると思われるので、だから、進みながら後で問い続けることが大事かな。

- （菅沼指導室長） 梅澤委員さんを会にお呼びしましょうか。
- （佐藤教育長） そうですね、ぜひ来ていただいてもいいと思います。
- 他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
- じゃ、そういうことで、この件についてはご理解いただきたいと思います。
-

◎閉会

- （佐藤教育長） それでは、以上で本日の案件は全て終了いたしました。各委員さんのほうから何かございましたらお願いいたします。
- （「特になし」との声あり）
- （佐藤教育長） 特によろしいでしょうか。
- それでは、3月の定例会の議事日程全て終了いたしましたので、閉会としたいと思います
が、ご異議ございませんか。
- （「異議なし」との声あり）
- （佐藤教育長） ご異議ないものと認めます。
- よって、3月の定例会を閉会といたします。
- 大変お疲れさまでした。
- なお、次回の教育委員会定例会は、4月16日の9時から201会議室で行いますので、よろ
しくお願いいたします。

愛川町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名をいたします。

令和6年4月16日

教育委員会教育長

佐藤 昭明

教育委員会

教育長職務代理者

大貫 洋

教 育 委 員

梅澤 秋久

教 育 委 員

篠崎 美和

教 育 委 員

齊 郷 浩之

調 整 職 員

池村 茉莉子